

4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会(第6回) 議事要旨

1. 日時:平成30年4月23日(月)16:30~18:00
2. 場所:総務省(中央合同庁舎2号館)8階 第1特別会議室
3. 出席者

(1)構成員

伊東座長、相田座長代理、石田構成員、甲藤構成員、鹿喰構成員、柴田構成員、林構成員

(2)オブザーバー

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本ケーブルラボ、一般社団法人日本CATV技術協会、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI 株式会社、住友電気工業株式会社、ジャパンケーブルキャスト株式会社、日本デジタル配信株式会社

(3)総務省

山田情報流通行政局長、奈良官房審議官、鈴木情報流通行政局総務課長、豊嶋情報通信作品振興課長、坂中放送技術課長、井幡衛星・地域放送課長、吉田地域放送推進室長、古賀衛星・地域放送課技術企画官、本田地域放送推進室課長補佐

4. 議事要旨

(1) 議事

① 報告書(案)について

② 意見交換

報告書(案)の各章について事務局から資料6-1、資料6-2に基づいて説明した後、以下の質疑応答が行われた。

「第1章:ケーブルテレビに係るIP ネットワークの現状と課題」及び「第2章:IP 放送の現状と課題」

【柴田構成員】

- 報告書案 1.4(2)のHFCにおいて下り40Mbps~320Mbpsのインターネット接続サービスとあるが、これはDOCSIS3.0の仕様であるため、明確にDOCSIS3.0であると記載した方が良い。

【相田座長代理】

- 報告書案 2.1(2)の参考に③~⑤とあるが、⑤について記載がない。

【事務局】

- 確認して修正する。

「第3章:IP 放送の技術基準等」

【鹿喰構成員】

- 報告書案 3.2(4)IP ネットワークの伝送品質に関する考え方に技術的条件の項目が列挙されているが、放送の同時性や同一性、例えば、何秒までなら同時と言えるのかなど、具体的な内容まではこの研究会では扱わないということか。また、「可用性の要否」という表現があるが、可用性は不要という判断もありうるということか。

【事務局】

- これらの項目の具体的な技術的条件の検討については、システムのより具体的な要件等を踏まえて決めていくことが必要と考えられることから、放送システム委員会に設置されたIP 放送作業班で行うことが適当ではないかと考えている。可用性の要否についても、具体的な算出方法も踏まえ、IP 放送作業班で検討することが適当ではないかと考えている。

【鹿喰構成員】

- 報告書案 3.3(2)にある「評価方法」は、本文の内容からすると「確認方法」に修正した方がよい。

【伊東座長】

- 本研究会では技術的条件の項目や考え方について議論し、その具体的な内容については、今後、IP 放送作業班において検討されるものと理解している。

【伊東座長】

- 再放送同意における放送の同時性等については、あくまで事業者間の取り決めであり、このような民々で決めることと、国が技術基準として定めることとは明確に分けて考える必要がある。その一方で、再放送同意ができないような技術基準では困るので、その点については留意が必要。

【林構成員】

- 「ケーブルテレビ事業者等」とは何を指すのか。骨子概要には、説明がついているがそれと同じものか。

【事務局】

- 骨子概要にあるものと同じである。具体的には、いわゆるケーブルテレビ事業者と電気通信役務を利用して放送を行っている事業者のことであり、現行の放送法では、有線一般放送事業者とされている。報告書案には記載がないため、報告書案 1.2(1)3段落目の「ケーブルテレビ分野においても」の後に「ケーブルテレビ事業者等(専ら有線の電気通信役務を利用してテレビジョン放送の業務を行う有線一般放送事業者を含む)」と追加することとしてはどうかと考えている。

【NHK】

- 報告書案 3.2(6)2段落目の「99パーセントの確率で」の後に、「サービス時間率の」を追加することが適当である。これまでの審議会の報告書でも同様に記載されている。

「第4章:IP 放送に関するその他の課題」

【石田構成員】

- 報告書案 4.2(2)に「受信者の宅内ネットワークにおける受信環境が整っていなければ、受信者端子までの品質が確保されず、結果として一般放送の品質が適正なものとならないおそれがある」と記載があるが、宅内ネットワークにおける受信環境は、受信者に分からない部分もあるため、このことについて、事業者が受信者に説明した方が良いと報告書に記載しないのか。

【事務局】

- 事業者等から受信者への情報提供については、これまでの議論を踏まえ、報告書案の第4章ではなく第5章の 5.3(1)に記載している。制度上は、事業者等が受信者端子まで責任を持って伝送するという制度となっているが、所有権が受信者側にある宅内ネットワークにおける設備が原因で品質が適正とならない場合、事業者等は、例えば、推奨される設備への交換等により放送サービスを提供するというようなことが実際の運用上は行われていくことになるのではないのか。

【伊東座長】

- 一般的に事業者の責任分界点より外側にある受信者宅内の設備については、報告書案 4.2(2)の「なお、責任分界点から受信設備までの区間の有線放送設備～」にあるように、費用については原因者負担となることを前提に事業者等が原因調査等の対応を行っていくことになるのではないのか。

【林構成員】

- 報告書案 4.1(5)について、携帯電話サービスの契約における2年縛りの見直しに関する報道があったが、ケーブルテレビの IP 放送に係る契約においては、見直すよう報告書に記載はしないのか。特段この点については研究会において議論がなかったため記載はしないという方向で良いのか。

【事務局】

- 本研究会においては、特に携帯電話サービスのような見直しの議論はしておらず、実態としてケーブルテレビの IP 放送に係る契約において、いわゆる2年縛りのような契約形態はないと聞いているところ。

【伊東座長】

- 「2年縛り」という表現については、報告書案の脚注等に記述した方が良いかもしれない。

【事務局】

- 現状を踏まえ、記載ぶりについては検討したい。

③ その他

「4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会 報告書(案)」について、本日の議論等を踏まえ、修正については座長一任とされ、その上で、パブリックコメントに付し、その結果については、次回の検討会において議論することが確認された。

事務局より資料6-3に基づき、IP 放送の技術基準等の制定に向けた情報通信審議会における検討体制、スケジュールの概要について説明があった。

次回会合については日程等調整の上、別途連絡することとなった。

(3) 閉会

以上